

平成29年度  
久留米市障害者地域生活支援協議会  
第3回 障害者計画等策定検討部会 次第

【日時】平成29年9月28日（木）14：00～

【会場】久留米市庁舎 305会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 議事1 第2期久留米市障害者計画の評価について

(2) 議事2 第3期久留米市障害者計画の基本的枠組（案）について

3. 説明

(1) 説明1 第4期久留米市障害福祉計画の進捗状況について

4. その他

**次期「第3期久留米市障害者計画」  
基本的枠組（案）**

平成29年10月

久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

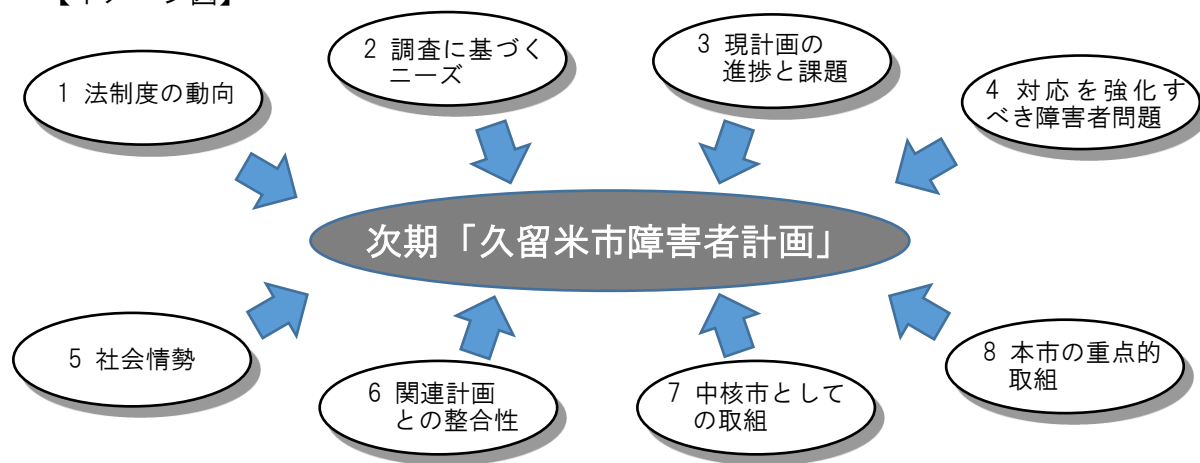
## 《 目次 》

1	計画策定の視点	…	1
2	基本理念	…	2
3	計画施策体系一覧	…	4
4	基本目標 1	…	5
5	基本目標 2	…	7
6	基本目標 3	…	9
7	基本目標 4	…	11
8	基本目標 5	…	13

# 1 計画策定の視点

次期計画の策定の前提として、次の視点を考慮していく必要があります。

【イメージ図】



視 点	内 容
1 法制度の動向	現行計画策定後の関連法制度改革への対応（障害者基本法等）、障害者への差別禁止・合理的配慮の提供、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現
2 調査に基づくニーズ	障害者（児）実態調査、インタビュー調査等で把握した課題や市民ニーズへの対応
3 現行計画の進捗・課題	現行計画進捗評価に基づく課題への対応
4 対応を強化すべき障害者問題	発達障害、医療的ケアが必要な障害児者、行動障害、難病、高次脳機能障害、複合的困難（障害のある女性・子ども・高齢者等に関する問題）等の課題への対応
5 社会情勢	高齢社会・人口減少社会の進展、障害者数の増加、景気・経済状況の影響等、障害者を取り巻く社会情勢も考慮
6 関連計画との整合性	総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子どもの笑顔プラン、健康くるめ21等との整合
7 中核市としての取組	中核市としての事務権限に伴う施策の検討
8 本市の重点的取組	本市行政運営の方針の反映。「協働」、「セーフコミュニティ」「定住」等

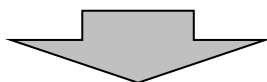
## 2 基本理念

次期計画の前提となる視点を踏まえ、次期計画の基本理念を次のとおりとします。

誰もが 互いを尊重し 支え合いながら  
自分らしく生きがいを持ち 安心して  
暮らし続けることができる まちの実現に向けて

### (1) 「誰もが」について

- ◎ 障害者基本法の理念「障害の有無に係わらず」、「障害の有無によって分け隔てられることなく」を踏まえる。
- ◎ 「障害のある人にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」と考えられる。



「障害者が」とせず「誰もが」とする

### (2) 「互いを尊重し 支え合いながら」について

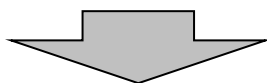
- ◎ 障害者基本法の理念「全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合う」や、「我が事・丸ごと」地域共生社会の趣旨「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」を踏まえる。
- ◎ 障害のある人も無い人も、地域社会形成の担い手（主体）となる。



現計画の基本理念には無い、「尊重」「地域社会の担い手」という考え方を付加。

### (3) 「自分らしく生きがいを持ち」について

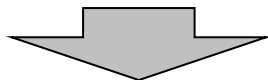
- ◎ 第4次障害者基本計画の理念「障害者は、自らの決定に基づき」、ニッポン一億総活躍プラン「地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現」を踏まえる。



現計画の基本理念における「その人らしく」を発展させ、自己決定・自己実現の意を込めて「自分らしく生きがいを持ち」とする。

(4) 「安心して 暮らし続ける」について

- ◎ 障害が原因で日常的に感じる様々な問題・不安。
- ◎ 障害者本人あるいは介助者・保護者の高齢化に伴い、将来の生活への不安、親亡き後の不安を感じる障害者の増加。
- ◎ 近年の大規模災害の発生を受けた防災意識の高まり。



現計画の基本理念における「普通に暮らせる」をさらに発展。  
「安心して 暮らし続ける」とする。

(5) 「実現に向けて」について

- ◎ 本理念に基づくまちづくりは、長期的・継続的な取組を行っていく中で、積み重ねていくもの。



次期計画期間内にとどまらず、長期的視点で実現に向け取り組みを進めていく。

### 3 計画施策体系一覧

基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を定め、体系的に施策を推進していきます。なお、本施策体系は、現計画との連続性を確保するため、現計画の施策体制を基とします。

基本理念	基本目標	分野	施策区分	施策の方向
誰もが互いを尊重し 支え合いながら 自分らしく生きがいを持ち 安心して暮らし続けることができる まちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	1 啓発・広報	(1)ノーマライゼーションの意識啓発の充実	①障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の充実
			(2)情報アクセシビリティの向上	①情報アクセシビリティの推進
	2 安全と安心のために	2 生活環境	(3)障害者にやさしいまちづくりの推進	①施設などのバリアフリーの推進 ②移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③住まいのバリアフリーの推進
			3 差別解消 権利擁護	(1)差別の解消、権利擁護の推進
	3 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	4 防災・防犯	(2)防災・防犯対策の推進	①防災対策の推進 ②防犯・安全対策の推進
			5 療育・保育	(1)健康相談の充実
	(2)切れ目のない療育・教育体制の確立	①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立		
	(3)療育の充実	①保育サービスなどの充実 ②発達障害などへの適切な支援		
	4 自立して暮らし続けるために	6 教育・育成	(4)学校教育の充実	①特別支援教育の実施 ②インクルーシブ教育の推進 ③多様なニーズに対応する教育の充実 ④学校教育施設のバリアフリー化
			(5)社会教育の充実	①生涯学習の推進 ②社会教育施設などのバリアフリー化
	5 生きがいを持って自分らしく生きるために	7 雇用・就労	(1)一般就労の促進	①一般就労移行・定着への支援
(2)福祉的就労の充実			①福祉的就労の場の確保	
	8 生活支援	(3)就労支援の充実	①就労に関する相談体制の充実 ②職業能力の習得支援 ③障害者優先調達推進に係る取組 ④関係機関・企業などとの連携	
		(4)住まいの確保と居住支援の充実	①住まいの確保 ②居住支援の充実	
	9 保健・医療	(5)在宅福祉サービスなどの充実	①日常生活の支援や介助サービスの充実 ②レスパイトケアなどの充実	
		(6)外出支援の充実	①外出支援サービスの充実	
	10 日中活動	(7)経済的支援の充実	①経済的負担の軽減	
		(8)相談支援体制の充実	①相談支援事業の推進 ②多様な相談窓口の充実	
	11 社会活動	(9)保健サービスの充実	①保健事業の充実 ②心の健康づくりの推進	
		(10)医療サービスの充実	①適切な医療サービスの提供	
		(1)日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの充実 ③精神障害者の地域生活支援	
		(2)スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ活動の促進 ②文化活動の促進	
		(3)地域活動や国内外交流の促進	①地域活動などへの参画促進 ②国内外での交流の促進	
		(4)ボランティアなどの育成・活動促進	①ボランティアなどの育成・活動促進	

具体的施策  
(策定作業中)

## 4 基本目標 1

### 壁をなくし認め合って生きるために

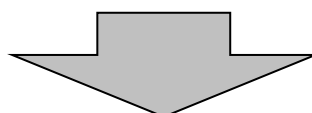
#### 【趣旨】

平成 23 年の障害者基本法の改正により、障害とは、「心身の機能の障害」と「社会的障壁」（障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）とされ、その除去のための社会の側に合理的配慮が示されました。平成 28 年には、障害者差別の禁止を具体化するものとして、障害者差別解消法が施行されるなど、ハード面のみならずソフト面のバリアフリー化（心のバリアフリー）の推進が求められています。

基本目標 1 では、「1 啓発・広報」、「2 生活環境」の分野で、人の心の障壁や、建物、道路、公園等施設の障壁の除去等を目標に取り組んでいきます。

#### 【課題、現状等】

- **障害者基本法の改正、障害者差別解消法の施行**
  - ⇒ 社会モデル導入による障害の概念の転換、「差別の禁止」、「合理的配慮」の提供義務
- **なくならない障害者への差別的扱いと進まない障害者への理解**
  - ⇒ 障害者差別解消法が求める市職員対応要領を策定し、当事者ニーズに即した合理的配慮の徹底
  - ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、全体で 23.8%の方が差別的扱いを受けたことがあると回答
  - ⇒ また、全体で 29.6%の方が障害者への市民の理解がないと回答
- **情報分野における合理的配慮の提供**
  - ⇒ 情報の取得が、地域生活や社会参加の前提
  - ⇒ 「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」、「災害時その他非常の事態の場合に障害者に対し・・・必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるように必要な施策」を講ずること（障害者基本法）
- **まちづくりにおけるバリアフリー化**
  - ⇒ 公共施設のバリアフリー化は計画的に進捗
  - ⇒ 車イス使用者は、歩道の勾配（雨水対策）、僅かな段差、グレーチングの隙間の幅や向きが、交通の妨げになることも（第 2 期障害者計画策定に係る難病患者を対象とするインタビュー調査から）
  - ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、身体障害者の 22.7%が「電車、バス等の乗り降りが大変」と回答し、16.8%が「障害者に配慮した設備が十分でない」と回答





## 【解決に向けた施策の区分】

<b>区分（１）</b>	<b>ノーマライゼーションの意識啓発の充実</b>
〔施策の方向〕 ①障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の充実	
<b>区分（２）</b>	<b>情報アクセシビリティの向上</b>
〔施策の方向〕 ①情報アクセシビリティの推進	
<b>区分（３）</b>	<b>障害者にやさしいまちづくり</b>
〔施策の方向〕 ①施設などのバリアフリーの推進 ②移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③住まいのバリアフリーの推進	

## 5 基本目標 2

### 安全と安心のために

#### 【趣旨】

近時の大規模災害や深刻な虐待事件の発生、本市のセーフコミュニティの取組を踏まえ、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観の下、「安全・安心」は特に重視すべき課題と考えます。基本理念に掲げた「安心」については、全体の施策を通じて醸成していく側面もありますが、基本目標 2 では、より直接的な安全・安心のため「3 差別解消・権利擁護」、「4 防災・防犯」分野での取組を進めます。

#### 【課題、現状等】

##### ● 障害者への権利侵害

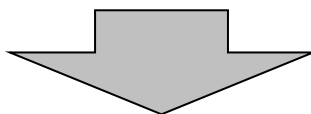
- ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、9.6%の方が虐待を受けた又は受けたかもしれないと回答。
- ⇒ 受けたことはない又はわからないと回答した方の中に、虐待について正しい理解と認識がない方（虐待を受けたことを理解していない方）が含まれると考えられる
- ⇒ 相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい

##### ● 障害者差別をなくす仕組みづくり

- ⇒ 障害者差別解消法が求める市基本方針や市職員対応要領に基づく取組
- ⇒ 民間団体等との連携した推進体制が未整備
- ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、障害者差別解消法の施行に伴い差別的取扱いが減ったと感じているのは全体の約 5%

##### ● 防災対策の更なる充実

- ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、約 8 割の方が災害に対する備えをしていないと回答する一方、約 6 割の方（知的障害者では約 8 割の方）が災害発生等の緊急時に自力での避難ができない又は不安と回答
- ⇒ また、避難所までの避難や、避難生活に必要な薬や治療を受けられないことや、正確な情報が入ってこないことに対する不安を抱えている人は多い
- ⇒ 久留米市では、公共施設（5 ヲ所）高齢者施設（20 ヲ所）障害者支援施設（11 ヲ所）を福祉避難所と指定しているが、より実効性を高める取り組みが必要。



## 【解決に向けた施策の区分】

<b>区分（１）</b>	<b>差別の解消、権利擁護の推進</b>
〔施策の方向〕 ①障害を理由とする差別の解消への取組 ②権利擁護の推進 ③虐待防止体制の整備	
<b>区分（２）</b>	<b>防災・防犯対策の促進</b>
〔施策の方向〕 ①防災対策の推進 ②防犯・安全対策の推進	

## 6 基本目標 3

### 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

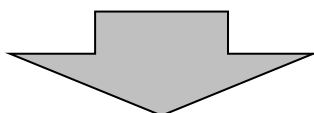
#### 【趣旨】

発達障害や行動障害など、早期に障害を発見し、それぞれの特性や能力に応じた療育や環境整備等を切れ目なく行っていくことが、障害の二次障害などの重度化の防止につながります。また、幼児・児童・生徒間の相互理解を深めることで、社会を構成する人財の育成を図る必要があります。

基本目標 3 では、「5 療育・保育」、「6 教育・育成」分野で、生涯に渡る支援のうち、主に障害者の乳幼児期から学校卒業までの期間の支援を図っていきます。

#### 【課題、現状等】

- **高い健診受診率**
  - ⇒ 乳幼児健診受診率は高い値（90%以上で推移）
  - ⇒ 早期診断・早期支援に効果
- **母子保健・子育て支援の充実**
  - ⇒ こども子育てサポートセンターを開設し、母子保健・子育て支援施策の充実を図る
- **療育的機能の拡充**
  - ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約 55%が、一貫して支援を行う機関が市内にないことに困っていると回答
- **発達障害に関する支援へのニーズ**
  - ⇒ 医師が常駐する診療所の開設や療育学級数の増加、巡回指導の実施など、支援体制の充実を図っているが、ニーズは高い
  - ⇒ 発達障害が疑われる大人への対応という課題も顕在化してきている
- **就学前児童に対する支援のあり方**
  - ⇒ 保育園、幼稚園へ通う子へ必要な支援を実施
- **インクルーシブ教育について**
  - ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、教育に対する要望では、教職員に対する障害児支援に関する知識の研修・啓発の充実を求める回答が最も多い
  - ⇒ 「可能な限り・・・障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」（障害者基本法）
  - ⇒ 障害者の教育には、人材の確保等を含めた環境の整備を促進しなければならない（障害者基本法）



## 【解決に向けた施策の区分】

<b>区分（１）</b>	<b>健康相談の充実</b>
〔施策の方向〕 ①母子保健事業の充実	
<b>区分（２）</b>	<b>切れ目のない療育・教育体制の確立</b>
〔施策の方向〕 ①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立	
<b>区分（３）</b>	<b>療育の充実</b>
〔施策の方向〕 ①保育サービスなどの充実 ②発達障害などへの適切な支援	
<b>区分（４）</b>	<b>学校教育の充実</b>
〔施策の方向〕 ①特別支援教育の実施 ②インクルーシブ教育の推進 ③多様なニーズに対応する教育の充実 ④学校教育施設のバリアフリー化	
<b>区分（５）</b>	<b>社会教育の充実</b>
〔施策の方向〕 ①生涯学習の推進 ②社会教育施設などのバリアフリー化	

## 7 基本目標4

### 自立して暮らし続けるために

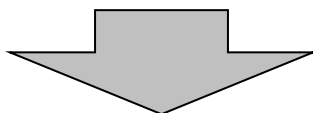
#### 【趣旨】

「我が事・丸ごと」地域共生社会や障害者総合支援法の改正等にみられるように、障害のある方が地域で安心して暮らし、自立した生活を営み続けることができるまちづくりが求められています。

基本目標4では、生活の根幹となる、「7 雇用・就労」、「8 生活支援」、「9 保健・医療」の分野での取組を進め、障害者が地域で暮らし続けていくための支援を行います。

#### 【課題、現状等】

- **厳しい障害者の雇用・就労**
  - ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、就労者（正規社員・非正規社員・自営・就労系福祉サービス事業所利用者）の割合は、36.3%
  - ⇒ 就労している障害者の悩みとしては、収入が少ない（26.1%）、体調が悪くても休みにくい（11.2%）などが多く、障害者の就労環境は厳しい
  - ⇒ 障害者の法定雇用率の引き上げ（民間企業／現在 2.0%⇒H30.4.1 以降 2.2%）
  - ⇒ 法定雇用率を達成している企業は全体の半数以下
- **多様な就労形態の確保**
  - ⇒ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、地域活動支援センターなど福祉的就労の受皿が整備されている
- **障害者優先調達推進法の施行**
  - ⇒ 障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する努力義務が課されている（平成25年4月1日施行）
- **求められる障害特性に応じた就労環境・条件の整備**
  - ⇒ 病気の特性について雇用主や周囲の理解が必要との意見（第2期障害者計画策定時の難病患者を対象とするインタビュー調査から）
- **地域への移行・定着、就労定着の支援**
  - ⇒ 障害者総合支援法の改正により、障害者の地域移行や定着、就労定着への支援の強化が図られている
- **地域生活の基本となる住居の確保**
  - ⇒ 障害者の高齢化・重度化が進みグループホーム等の役割が増大
  - ⇒ 賃貸における偏見や、保証人の問題
- **障害福祉サービス利用の拡大**
  - ⇒ 市障害者（児）実態調査では、身の回りの支援を親（25.6%）や配偶者（19.3%）が行っている割合が依然として多いものの、ホームヘルパー（13.3%）の割合が増加している
  - ⇒ 本人、家族の高齢化の進展（特に知的障害者の親亡き後の不安は大きい）
- **相談支援の更なる充実**
  - ⇒ 市障害者（児）実態調査では、生活上の不安や悩みの相談先として、相談支援事業所や基幹相談支援センターの割合は6%にとどまる。



## 【解決に向けた施策の区分】

<b>区分（１）</b>	<b>一般就労の促進</b>
〔施策の方向〕 ①一般就労移行・定着への支援	
<b>区分（２）</b>	<b>福祉的就労の充実</b>
〔施策の方向〕 ①福祉的就労の場の確保	
<b>区分（３）</b>	<b>就労支援の充実</b>
〔施策の方向〕 ①就労に関する相談体制の充実 ②職業能力の習得支援 ③障害者優先調達推進に係る取組 ④関係機関・企業などとの連携	
<b>区分（４）</b>	<b>住まいの確保と居住支援の充実</b>
〔施策の方向等〕 ①住まいの確保 ②居住支援の充実	
<b>区分（５）</b>	<b>在宅福祉サービスなどの充実</b>
〔施策の方向〕 ①日常生活の支援や介助サービスの充実 ②レスパイトケアなどの充実	
<b>区分（６）</b>	<b>外出支援の充実</b>
〔施策の方向〕 ①外出支援サービスの充実	
<b>区分（７）</b>	<b>経済的支援の充実</b>
〔施策の方向〕 ①経済的負担の軽減	
<b>区分（８）</b>	<b>相談支援体制の充実</b>
〔施策の方向〕 ①相談支援事業の推進 ②多様な相談窓口の充実	
<b>区分（９）</b>	<b>保健サービスの充実</b>
〔施策の方向〕 ①保健事業の充実 ②心の健康づくりの推進	
<b>区分（１０）</b>	<b>医療サービスの充実</b>
〔施策の方向〕 ①適切な医療サービスの提供	

## 8 基本目標5

### 生きがいを持って自分らしく生きるために

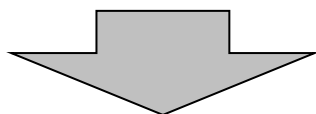
#### 【趣旨】

地域で生きがいをもって健やかに日常生活を送っていくため、様々な活動に参加し、地域の人々との関わりを保つことが重要です。特に、障害者が自己決定のもと、障害福祉支援の受け手でなく担い手の人材となることが期待されています。

基本目標5では、「10 日中活動」、「11 社会活動」分野の支援を通じ、生きがいや日々の楽しみ、自己実現のための支援を図ります。

#### 【課題、現状等】

- **日中活動の場としての地域活動支援センター・オープンスペース**
  - ⇒ 一般就労が困難な障害者や、誰もが集うことができる場が必要
- **情報分野における合理的配慮の提供**
  - ⇒ 情報の取得が社会参加の前提
  - ⇒ 「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」、「災害時その他非常の事態の場合に障害者に対し・・・必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるように必要な施策」を講ずること（障害者基本法）
- **スポーツ・文化活動への参加者の固定化**
  - ⇒ 障害者団体加入者の高齢化
  - ⇒ パラリンピックなど、障害者スポーツに対する機運が高まる好機
- **地域活動等への参加の低迷**
  - ⇒ 市障害者（児）生活実態調査では、約7割の方が地域活動に「参加していない」と回答。
  - ⇒ 一方で、地域活動に参加しない理由は、「どのような活動が行われているか知らない」が20.8%で2番目に多く、特に精神障害者では「一緒に活動してくれる友人・仲間がない」の割合が多いなど、地域の中で疎外感や孤立感を感じている障害者は多い
- **障害福祉分野でのボランティア**
  - ⇒ 現計画の進捗と課題において「福祉ボランティアの育成については、育成体制も含めて検討が必要」と評価
  - ⇒ 手話通訳・要約筆記・盲ろう者通訳の確保が困難





## 【解決に向けた施策の区分】

<b>区分（１）</b>	<b>日中活動の促進</b>
〔施策の方向〕 ①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの充実 ③精神障害者の地域生活支援	
<b>区分（２）</b>	<b>スポーツ・文化活動の促進</b>
〔施策の方向〕 ①スポーツ活動の促進 ②文化活動の促進	
<b>区分（３）</b>	<b>地域活動や国内外交流の促進</b>
〔施策の方向〕 ①地域活動などへの参画促進 ②国内外での交流の促進	
<b>区分（４）</b>	<b>ボランティアなどの育成・活動促進</b>
〔施策の方向〕 ①ボランティアなどの育成・活動促進	

第2期久留米市障害者計画と第3期久留米市障害者計画（案）の構成比較

第2期久留米市障害者計画			第3期久留米市障害者計画（案）		
基本目標	分野	施策区分	基本目標	分野	施策区分
壁をなくし 認め合って 生きるために	1 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実 【重点施策】 (2) 情報バリアフリーの推進【重点施策】 (3) ボランティアなどの育成・活動促進	壁をなくし 認め合って 生きるために	1 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実 (2) 情報アクセシビリティの向上
	2 生活環境	(4) 障害者にやさしいまちづくりの推進		2 生活環境	(3) 障害者にやさしいまちづくりの推進
安全と安心のために	3 権利擁護	(1) 権利擁護・相談支援体制の確立	安全と安心のために	3 差別解消 権利擁護	(1) 差別の解消、権利擁護の推進
	4 防災・防犯	(2) 防災・防犯対策の推進【重点施策】		4 防災・防犯	(2) 防災・防犯対策の推進
支援が必要な子どもの 発達支援と 教育の充実のために	5 療育・保育	(1) 健康相談の充実 (2) 切れ目のない療育・教育体制の確立 【重点施策】 (3) 療育の充実	支援が必要な子どもの 発達支援と 教育の充実のために	5 療育・保育	(1) 健康相談の充実 (2) 切れ目のない療育・教育体制の確立 (3) 療育の充実
	6 教育・育成	(4) 学校教育の充実 (5) 社会教育の充実		6 教育・育成	(4) 学校教育の充実 (5) 社会教育の充実
自立して暮らし続けるために	7 雇用・就労	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の充実 (3) 就労支援の充実	自立して暮らし続けるために	7 雇用・就労	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の充実 (3) 就労支援の充実
	8 生活支援	(4) 住まいの確保と居住支援の充実 【重点施策】 (5) 在宅福祉サービスなどの充実 【重点施策】 (6) 外出支援の充実 (7) 生活安定施策の充実		8 生活支援	(4) 住まいの確保と居住支援の充実 (5) 在宅福祉サービスなどの充実 (6) 外出支援の充実 (7) 経済的支援の充実 (8) 相談支援体制の充実
	9 保健・医療	(8) 保健サービスの充実 (9) 医療サービスの充実		9 保健・医療	(9) 保健サービスの充実 (10) 医療サービスの充実
生きがいを持って 自分らしく 生きるために	10 日中活動	(1) 日中活動の促進	生きがいを持って 自分らしく 生きるために	10 日中活動	(1) 日中活動の促進
	11 社会活動	(2) スポーツ・文化活動への参加促進 (3) 地域活動や国内外交流の促進		11 社会活動	(2) スポーツ・文化活動への参加促進 (3) 地域活動や国内外交流の促進 (4) ボランティアなどの育成・活動促進

第3期久留米市障害者計画（案）と国第4次障害者基本計画（案）の構成比較

第3期久留米市障害者計画（案）				国第4次障害者基本計画（案）				
基本目標	分野	施策区分	施策の方向	分野	施策の基本的な方向			
認め合って生きていくために 壁をなくし	1 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実	→	1. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進		
		(2) 情報アクセシビリティの向上	① 情報アクセシビリティの推進			2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上	
	2 生活環境	(3) 障害者にやさしいまちづくりの推進	① 施設などのバリアフリーの推進 ② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③ 住まいのバリアフリーの推進		3. 防災、防犯等の推進		(1) 防災対策の推進 (2) 復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
安全と安心のために	3 差別解消・権利擁護	(1) 差別の解消、権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消への取組 ② 権利擁護の推進 ③ 虐待防止体制の整備			4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進	
	4 防災・防犯	(2) 防災・防犯対策の推進	① 防災対策の推進 ② 防犯・安全対策の推進		5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子供に対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保	
支援が必要な子ども達の発達支援と教育の充実のために	5 療育・保育	(1) 健康相談の充実	① 母子保健事業の充実			→	6. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
		(2) 切れ目のない療育・教育体制の確立	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立		7. 行政等における配慮の充実			(1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等
		(3) 療育の充実	① 保育サービスなどの充実 ② 発達障害などへの適切な支援				8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
	6 教育・育成	(4) 学校教育の充実	① 特別支援教育の実施 ② インクルーシブ教育の推進 ③ 多様なニーズに対応する教育の充実 ④ 学校教育施設のバリアフリー化		9. 教育の振興			(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
		(5) 社会教育の充実	① 生涯学習の推進 ② 社会教育施設などのバリアフリー化					10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
自立して暮らし続けるために	7 雇用・就労	(1) 一般就労の促進	① 一般就労移行への支援		11. 国際協力の推進		(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進	
		(2) 福祉的就労の充実	① 福祉的就労の場の確保	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興			(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	
		(3) 就労支援の充実	① 就労に関する相談体制の充実 ② 職業能力の習得支援 ③ 障害者優先調達推進に係る取組 ④ 関係機関・企業などとの連携		9. 教育の振興		(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	
	8 生活支援	(4) 住まいの確保と居住支援の充実	① 住まいの確保 ② 居住支援の充実	8. 雇用・就業、経済的自立の支援			10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
		(5) 在宅福祉サービスなどの充実	① 日常生活の支援や介助サービスの充実 ② レスパイトケアなどの充実		9. 教育の振興			
		(6) 外出支援の充実	① 外出支援サービスの充実	8. 雇用・就業、経済的自立の支援		10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	
		(7) 経済的支援の充実	① 経済的負担の軽減		9. 教育の振興			(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
	9 保健・医療	(8) 相談支援体制の充実	① 相談支援事業の推進 ② 多様な相談窓口の充実	8. 雇用・就業、経済的自立の支援		10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	
		(9) 保健サービスの充実	① 保健事業の充実 ② 心の健康づくりの推進		9. 教育の振興			(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
	自分らしく生きていくために	10 日中活動	(1) 日中活動の促進	① 日中活動系サービスの整備 ② 地域活動支援センターなどの整備 ③ 精神障害者の地域生活支援		10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	
(2) スポーツ・文化活動への参加促進			① スポーツ活動の促進 ② 文化活動の促進	11. 国際協力の推進	(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進			
11 社会活動		(3) 地域活動や国内外交流の促進	① 地域活動などへの参画促進 ② 国内外での交流の促進			10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	
		(4) ボランティアなどの育成・活動促進	① ボランティアなどの育成・活動促進	11. 国際協力の推進	(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進			

※ → は関連する項目を結んでいます。

※国の施策かせん網掛け部分は、内容としては既に久留米市の現行計画に含まれているものがほとんどですが、今回の国計画の方向性との関連で、施策の強化等を検討する必要があるものです。

# 第4期久留米市障害福祉計画

## 【進捗実績】

平成29年9月現在

## 1. 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策を定めています。

### (1) 指定障害福祉サービス・指定相談支援

サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス [介護給付]	
生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス [訓練等給付]	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援 B 型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。

サービス名		内容
居住系サービス		
共同生活援助 (グループホーム)		障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援		生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
相談支援		
指定特定 相談支援	計画 相談 支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
指定一般 相談支援	地域 移行 支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	地域 定着 支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

## (2) 指定障害児通所サービス・指定障害児相談支援

サービス名		内容
障害児通所支援		
児童発達支援		通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス		学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援		指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達 支援		上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援		
障害児相談支援		障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。

### (3) 地域生活支援事業

#### ① 必須事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とするものです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ(人工肛門等)装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。
Ⅰ型	○専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
Ⅱ型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているもの。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。
障害児等療育支援事業	障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事业」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行います。



②その他の事業（任意事業）

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業・ 障害児タイムケア事業	日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。 障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的訓練を行う事業です。
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

### 3. 第3期計画期間中の実績

第3期計画期間中の障害福祉サービスの実績は、次のとおりです。

#### (1) 指定障害福祉サービス・指定相談支援

区分	サービス名	単位	2015(H27)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
訪問系	訪問系サービス 合計	時間	20,839	18,755	23,651	18,977	26,909	19,364
		人	722	729	807	745	889	792
	居宅介護	時間	12,598	11,562	13,732	11,759	14,968	11,938
		人	604	621	658	638	717	681
	重度訪問介護	時間	6,490	5,909	7,788	5,962	9,346	5,968
		人	35	32	42	31	50	67
	同行援護	時間	1,233	959	1,467	923	1,746	1,084
		人	64	61	76	63	91	67
	行動援護	時間	518	325	664	333	849	374
		人	19	15	25	13	31	13
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
日中活動系（介護給付）	生活介護	人日	14,552	13,965	15,571	14,188	16,661	14,662
		人	728	705	779	721	833	739
	療養介護	人	96	93	100	94	105	97
	短期入所 合計	人日	561	465	620	485	693	493
		人	117	105	129	111	144	122
	（福祉型）	人日	432	389	448	398	464	391
		人	90	87	93	91	97	98
	（医療型）	人日	129	76	172	87	229	102
人		27	18	36	20	47	24	
日中活動系（訓練等給付）	自立訓練（機能訓練）	人日	197	105	225	101	257	48
		人	13	11	14	7	16	3
	自立訓練（生活訓練）	人日	577	619	629	676	686	501
		人	38	41	42	40	45	29
	宿泊型自立訓練	人日	378	372	408	263	441	297
		人	16	16	17	11	19	13
	就労移行支援	人日	2,897	2,190	3,528	1,482	4,297	1,868
		人	161	125	196	90	238	110
	就労継続支援（A型）	人日	5,541	5,938	6,988	6,979	8,813	7,975
		人	286	310	361	368	455	411
就労継続支援（B型）	人日	7,631	7,797	8,571	9,246	9,627	9,800	
	人	428	478	481	576	540	601	
居住系	共同生活援助	人	238	235	274	248	315	301
	施設入所支援	人	362	367	359	366	355	364
相談支援	計画相談支援	人	2,746	1,667	2,894	2,036	3,042	2,236
	地域相談支援（地域移行）	人	15	4	15	5	15	6
	地域相談支援（地域定着）	人	15	5	15	8	15	10

(2) 指定障害児通所サービス・指定障害児相談支援

区分	サービス名	単位	2015(H27)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
通所支援	児童発達支援	時間	749	705	786	740	826	1,082
		人	70	74	74	74	78	105
	放課後等デイサービス	時間	1,831	2,705	2,380	4,205	3,094	5,962
		人	222	234	289	337	376	433
	保育所等訪問支援	時間	1	32	1	50	1	54
		人	1	17	1	26	1	31
	医療型児童発達支援	時間	0	0	22	0	44	0
		人	0	0	1	0	2	0
相談支援	障害児相談支援	人	432	182	476	306	520	396

### (3) 地域生活支援事業

区分	サービス名	2015(H27)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
必須事業	理解促進・研修事業	有	有	有	有	有	有
	自発的活動支援事業	無	無	有	無	有	無
	相談支援事業						
	障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	4箇所	2箇所	4箇所
	基幹相談支援センター	無	無	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	2人	0人	3人	1人	4人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	無
	意思疎通支援事業						
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	510件	480件	540件	547件	570件	520件
	重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	有
	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	40件	30件	40件	80件	40件	30件
	意思疎通支援者養成事業						
	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	4講座 80人	3講座 31人	4講座 80人	5講座 44人	4講座 80人	3講座 31人
	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	12人	24人	12人	14人	12人	15人
	日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	32件	20件	35件	17件	38件	15件
	自立生活支援用具	82件	73件	85件	83件	88件	80件
	在宅療養等支援用具	49件	42件	52件	62件	55件	50件
	情報・意思疎通支援用具	92件	53件	95件	80件	98件	65件
	排泄管理支援用具	7,152件	5,159件	8,153件	5,169件	9,294件	5,180件
	居宅生活動作補助用具	13件	5件	14件	12件	15件	10件
	移動支援事業	2,961時間 218人	3,018時間 243人	2,961時間 218人	3,074時間 263人	2,961時間 260人	2,833時間 260人
	地域活動支援センター事業						
	基礎的事業	14箇所 95人	14箇所 121人	15箇所 105人	13箇所 113人	15箇所 105人	12箇所 109人
機能強化事業Ⅰ型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
機能強化事業Ⅱ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
機能強化事業Ⅲ型	12(2)箇所	10(2)箇所	13(2)箇所	9(2)箇所	13(2)箇所	8(2)箇所	
任意事業	障害児療育支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	訪問入浴サービス事業	32人	25人	37人	26人	43人	32人
	日中一時支援事業						
	日中一時支援	480人日 141人	223人日 90人	475人日 139人	159人日 64人	471人日 138人	141人日 52人
	障害児タイムケア	476人日 77人	398人日 53人	476人日 77人	335人日 49人	476人日 77人	338人日 52人
	社会参加促進事業						
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	8事業 588人	9事業 573人	9事業 662人	9事業 601人	9事業 662人	8事業 570人
福祉ホーム事業	2人	2人	2人	1人	2人	0人	